

電子版

# 脱農薬てんとう資料集

第3号

## 残留農薬ポジティブリスト制度について

(2005年5月)

=====

発行 反農薬東京グループ  
〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2 - 2 - 28 - B  
電話 / ファックス : 0424-63-3027  
E-mail : mtsuji@jcom.home.ne.jp  
URL <http://home.e06.itscm.net/chemiweb/ladybugs/>

=====

## もくじ

はじめに	3
第1章 厚労省の残留基準ポジティブリスト制度の問題点	6
1、国際基準・外国基準の採用～なぜ低い数値を採用しないのか	7
1-1、使用実態や毒性情報不明な外国基準を機械的に採用するな	7
1-2、どうして、コーデックスを優先し、外国基準の平均値を採用するのか	7
1-3、外国の高い数値にしたものを日本の低い数値に戻せ	8
2、日本登録保留基準の採用について	10
2-1、適用のない農作物にまで機械的に残留基準を決めた	10
《困み記事》サントリー健康食品訴訟判決の意味するもの	11
2-2、農作物の分類がバラバラ～ひまわりやクリが果実だって	12
2-3、ADIの80%以下とする安全性担保は反古にするな	12
2-4、国内の登録保留基準でも、緩い値を採用しているのは問題	13
2-5、厚労省基準案すら緩和を求める農水省	13
3、「不検出」農薬リストについて - 私たちの提案	15
3-1、NDの数値はどうなるのか	15
3-2、使用してはいけない有害農薬をネガティブリストに	16
3-3、POPs（残留性有機汚染物質）系販売禁止農薬	17
3-4、非POPs系販売禁止農薬	18
3-5、クロルデコン、DBCP、NIPなど有害農薬	18
4、「人の健康を損なうおそれのない量」とは	19
4-1、「一律基準」という用語を使うな	19
4-2、「人の健康を損なうおそれのない量」を0.001ppm以下に	19
4-3、農水省や業界は「一律基準」に異議	20
4-4、農水の「一律基準」緩和要望を厚労が一蹴	21
4-5、データなしに飛散が多いと	22
4-6、厚労省は「一律基準」を分析技術の問題にすりかえ	23
4-7、分析できない農薬は使用するな	23
5、「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」	25
6、その他の主張について	26
《困み記事》厚労省、残留農薬検出率のごまかし	27
7、加工食品の残留基準について	28
7-1、根拠不明の国際基準を横滑りさせる	28
7-2、ジュースの残留基準はわずかに8つ	29

7 - 3、日本の天然水を国際基準で規制するミネラルウォーターの怪・・・30  
7 - 4、農薬総含有量での規制が必要・・・・・・・・・・・・・・・・・・32  
8、おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34  
《囲み》食品業界は、農作物の分析管理よりも、生産管理を・・・・・・・・35

第2章 食品中に残留する農薬等の暫定基準（第2次案）等に対する意見・・・36

2章のもくじ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36  
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37  
、総括的意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38  
1、国際基準・外国基準の採用について・・・・・・・・・・38  
【意見 -1】～【意見 -4】  
2、日本登録保留基準の援用について・・・・・・・・・・41  
【意見 -5】～【意見 -10】  
3、日本で登録失効した農薬と「不検出」農薬について  
～ネガティブリスト制度の提案・・・・・・・・・・44  
【意見 -11】～【意見 -14】  
4、その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47  
【意見 -15】～【意見 -25】  
、「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が  
薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」について・・・49  
【意見 -1】～【意見 -9】  
、「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるとして  
厚労大臣が定める物質」の設定について・・・53  
【意見 -1】～【意見 -4】  
、加工食品の残留基準について・・・・・・・・・・55  
【意見 -1】～【意見 -6】

第3章 厚労省の食品中に残留する農薬等の暫定基準（第2次案）抜粋

3章のもくじ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第4章 関連資料とインターネットウェブサイトリンク集・・・・・・・・・・92

1、「てんとう虫情報」掲載の食品汚染・残留基準関連記事  
2、残留農薬関連の国内外リンク集

【付録】個別農薬の残留基準についてのパブリックコメント（第2章の ）

記載事項の凡例・・・・・・・・・・付録1 農薬名リスト・・・・・・・・・・付録2  
個別農薬の残留基準変更内容と理由・・・・・・・・・・付録6～181

【付録】食品安全委員会関係資料・・・・・・・・・・付録182

## はじめに

### < いままで残留農薬規制 >

農薬の多くは、殺生物剤として開発され、農作物に残留した場合、人の健康に影響を与えることが懸念されます。そのため、食品衛生法で定めた残留基準以下の食品しか流通できないように法規制がなされてきました。国内産の農作物については、農薬取締法の農薬使用基準が遵守されれば、食品衛生法で定める残留基準がクリアされ、消費者に安全な食べものが供給されるという法体系にもなっています。

しかし、残留基準は、すべての農薬 - 農作物について設定されているわけではなく、実際に食用作物に適用される農薬は外国でしか使用されないものも合わせて約700種（国内での登録農薬は約350）であるのに、残留基準は約240農薬についてしかありませんでした。しかも、基準のないものについては、いくら残留していても、販売規制（流通禁止、回収命令をいう）ができない - すなわち残留基準は基準のあるものだけが規制されるという法運用がなされてきました。

### < えせポジティブリスト制度 >

農薬の適用外使用や無登録農薬の使用が顕在化したことに端を発し、使用者への罰則をとりいれた改正農薬取締法が施行されて間もない2003年5月30日に、これとセットになる食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、3年以内に（2006年5月29日まで）、食品に残留する農薬・動物用医薬品・飼料添加物について、ポジティブリスト制度が導入されることになりました。この制度では、残留基準を超えるものだけでなく、基準のない農作物についても、販売規制ができるようになっています。

本来、ポジティブリスト制度というのは、食品添加物の場合のように、承認され、リストに載ったものしか使用してはならないとすべきものです。しかし、今回、厚労省が提案したポジティブリスト制というのは、残留基準リストにない農薬を使用してはいけないというのではなく、残留が見つかってても一定量以下ならよしとする非常に中途半端なものです。農薬のポジティブな面しか考えない、えせポジティブリスト制度です。

### < 残留農薬を減らすという観点がない >

厚労省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会で審議された結果、2003年10月には、暫定残留基準一次案が、2004年8月には、同二次案が公表され、それぞれパブリックコメントの募集が行われましたが、残留基準の設定にあつ

では、国民の安全を第一に配慮するのでなく、未規制だった現状を追認し、農作物等の流通に支障を来さないことに主眼がおかれまして（特に、輸入がスムーズに行われることが第一の目的になっています）

確かに、残留基準を設定した農薬等の数は275種（うち農薬244種、2005年3月現在）から748種（うち農薬539種）と増えましたが、国民の残留農薬摂取量を減らそうという方向性が全くみえないまま、部会での審議はすすみました。その結果、これまでに、以下のような問題点が明らかになっています。

### < 厚労省の基本方針の問題点 >

- ・国内で A D I の評価がなされていない農薬等にも、残留基準を設定した。
- ・国内で適用のない農薬 - 農作物についても、作物グループごとの 登録保留基準 や国際又は外国基準をそのまま採用したため、農薬の 不適正使用 や ドリフト などによる非図的な農薬汚染の抑止に役立たない。
- ・国内での農薬の使用状況を見せず、国際基準を優先させた。中には、国内の登録保留基準より高い数値が採用されたものもある。
- ・残留基準設定の際の安全性担保であった、理論最大一日摂取量 と A D I の比較がなされていない。
- ・「人の健康を損なうおそれのない量」を「一律基準」0.01ppmとした上、このレベルで分析できない場合は、より高い数値を暫定的「一律基準」とするとして、安全問題を残留分析の技術上の問題にすりかえた。

また、各地で実施されている、ポジティブリスト制度に関する リスクコミュニケーション で、厚労省は、自らの案の成立をめざすため、残留農薬実態を故意に小さく見せるため数値操作すら行っています。

### < まもなく、最終案がでます >

4月14,21日に、厚労省は、内閣府食品安全委員会に、暫定残留基準の設定等について説明を行い、同委員会は6項目の注文をつけました。5月末、対象農薬等約70種を追加した最終案が公表され、WTO通報及びパブリックコメント募集が実施されることになっています。さらに、部会の上位にある薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会答申を経て、2005年11月末には、暫定残留基準が告示される予定です。暫定基準の見直しは、

施行後に実施すればよいとの安易な考えのもとに、6ヵ月の周知期間において、2006年5月末から、ポジティブリスト制度の実施が目論まれています。

### < 私たちの基本的主張 >

私たちは、いままでの2回のパブリックコメント募集の機会に、消費者の立場から、残留基準の数を増やさず、残留実態をみて、安全サイドにたった数値を設定する。国内登録のない農薬 - 農作物について、海外に合わせた残留基準を設定しない。毒性・残留性試験データのない農薬 - 農作物について、「一律基準」を設定しないことを残留農薬ポジティブリスト制度の柱にすべきだと主張してきました。

また、ポジティブリスト制度のもとで、残留農薬の監視を効率的かつ厳正に実施するためには、残留基準を設定するだけでなく、「不検出」農薬リストをネガティブ農薬リストとして拡充する、農薬使用履歴の添付を義務づける、国際的に統一された残留農薬分析法の確立する、ことが必要であることも訴えてきました。

### < こんな資料集です。お役立てください >

この資料集では、第1章で、厚労省の残留基準ポジティブリスト制度の問題点を指摘し（特に農薬の農作物への残留に限って）、第2章では、暫定二次案に提出した当グループのパブリックコメントのうち個別農薬の残留基準に関する意見以外の内容を掲載しました。第3章では、厚労省案を資料として転載、第4章では、残留農薬に関する、当グループの機関誌「てんとう虫情報」の掲載記事リンク集、国内外機関の資料を得るために便利なインターネットリンク集などを、あげました。付録には、パブリックコメントで提出した個別農薬の残留基準に関する部分と食品安全委員会資料を載せました。

拙速にポジティブリスト制度を実施すれば、いったん公表された基準数値が一人歩きすることは眼にみえており、決して、国民の食の安全を守ることに、つながらないでしょう。

5月末に公表される農薬等の暫定残留基準の最終案に、私たちの主張がどれだけ取り入れられたかを検証し、真の意味でのポジティブリスト制度の確立をめざすための資料として、役立てていただければ幸いです。